

市政への参画・協働事業に関する調査要領

I 用語の定義

●市政への参画

市民が自己の意思を市の施策に反映させるために意見を述べ、又は提案すること。

●協働

多様な主体同士が船橋をより魅力あるまちにするための共通の目的に向かって、お互いに対等な立場で連携・協力すること。

2 対象事業

項目	対象年度	対象事業
市政への参画	令和5年度	市政への参画を取り入れている事業
協働事業		市民等と協働で実施をした事業

3 調査項目

< I > 市政への参画

(I) 参画の形態

① パブリックコメント手続き

市の重要な施策を決定する際に、施策案を公表して広く市民の意見を募集し、提出された意見を考慮して施策を決定するとともに、意見に対する市の考え方を公表する一連の手続をいいます。

② 公募委員を含む附属機関

公募による市民が委員に加わる附属機関において、施策の調査、審議等を行うことをいいます。

③ ワークショップ

あるテーマに関心がある人が集まり、対等な立場での話し合いを通じて多様な視

点を共有し、共同作業を通じて既存の施策等に捉われない視点で創造的なアイデアを見出すための手法です。

職員がワークショップの一員となる場合及び、メンバーは市民のみで所管課が事務局となる場合を市政への参画として捉えています。

④ 住民説明会・意見交換会

市が市民に対し計画や事業等の内容を説明し、市民に意見を聴きながら進めていく方法です。住民説明会は市から市民への情報提供に、意見交換会は市民と市との相互理解に重点が置かれます。

シンポジウム等、あるテーマについて公開の場で討論や意見交換を行うものも該当します。

⑤ アンケート調査

市の施策について、設定された質問に答える形式で市民の意見を問う調査をいいます。

⑥ その他の市政への参画

上記①～⑤のいずれにも該当しないもの。

広聴制度（市長への手紙等）などが挙げられます。

< 2 > 協働事業

（１）第３次船橋市総合計画実施計画の掲載有無

第３次船橋市総合計画実施計画（令和 6(2024)年度～令和 8(2026)年度）内「主要な事業」としての掲載有無

（２）協働形態 ※公民館のみ複数回答可

協働形態
① 協働先が主体となる協働事業
② 協働先・行政ともに主体となる協働事業
③ 行政が主体となる協働事業

(3) 協働先分類 ※複数回答可

① 地域団体 (特定地域で活動)	町会・自治会、老人クラブ、地区社会福祉協議会、消防団、子ども会、商店会、学校 PTA 等
② 公共的団体	自治会連合協議会、社会福祉協議会、商工会議所、法人会、農業協同組合、漁業協同組合、医師会、青年会議所、青色申告会 等
③ 市民団体 (特定テーマで活動)	NPO 法人、市民活動団体、公民館サークル、スポーツ団体 等
④ 教育研究機関	幼稚園、小・中学校、高校、特別支援学校、専門学校、大学、研究所 等
⑤ 福祉施設医療機関	老人福祉施設、障害者福祉施設、児童福祉施設、病院・医院 等
⑥ 事業者	企業、商店、飲食店 等 ※包括連携協定先を含む
⑦ 個人	ボランティア、民生委員・児童委員、市民委員 等

(4) 協働先

協働相手の名称

(5) 事業形態 ※主となる事業形態を1つ回答（公民館のみ複数回答可）

① 補助金・助成金

特定の事業や研究等を育成、助長するために、市が公益上必要であると認めた場合に、相手方から対価を受けないで支出するものです。（本来民間主体が実施すべき事業について、一定の公共性が認められる場合に申請に基づき行政がその経費の一部を負担するもの）

② 後援

協働先が行う事業で、市にとってもその実施が行政の目的と合致する場合、市町村名の後援名義（場合によっては部署の名義）の使用を認めて、事業を支援する形態です。

③ 実行委員会・協議会

行政も含めた市民や市民団体等で「実行委員会」や「協議会」等の組織を作り、多様な主体の担い手がともに主催者の一員となって行う形態です。

④ 共催

市民と市が共に主催者（事業の実施主体）となり、事業を実施する形態です。

実行委員会や協議会を設け、市民と市が協力して事業を実施するものは除きます。

⑤ 事業協力・ボランティア

事業協力は市民と市が相互の役割分担を定め、協力して事業を実施する形態です。ボランティアは行政が行う（又は民間との協働で行う）事業等に、市民がボランティア等として参加協力する形態です。ただし、「共催」に該当するものを除きます。

⑥ 委託・指定管理

行政が民間に依頼する業務で、特に専門知識や技術を必要とする業務を、その専門性を有する民間事業者や団体等に依頼して行う形態です。（一方的に受注者が発注者の要求に応えるだけでなく、お互いに意見を出し合いながら業務を進められる場合）

また、公共施設等が果たす役割や機能を高めるため、専門的な知識や技術を有する法人等に管理を委ねる形態です。

⑦ その他の協働事業

上記①～⑥のいずれにも該当しないもの。